

- (名称)
第1条 本連盟の名称を関西学生ハンドボール連盟(以下本連盟という)とする。
- (本部・事務局)
第2条 本連盟は本部をおく。その所在地については会長が定める。また、必要に応じて別に1カ所の事務局を設置することができる。
- (目的)
第3条 本連盟は学生の本分を守り加盟校相互の協力により学生ハンドボールの技術向上、普及並びに加盟校相互の親睦を図ることを目的とする。
- (組織)
第4条 本連盟は、公益財団法人日本ハンドボール協会、全日本学生ハンドボール連盟に登録し、関西地区(大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山)各府県協会に登録された大学をもって組織する。
- (事業)
第5条 本連盟は前条の目的を達成するため下記の事業を行なう。
1) 春季・秋季リーグ戦
2) 各種競技会
3) 各種大会に参加する代表チームおよび代表選手の推薦、選抜、派遣
4) ハンドボール技術の向上、普及調査、研究およびこれに必要な各種講習会や研修会の実施
5) その他本連盟の目的達成に必要な事業
2. 本連盟の事業年度は2月1日から翌年1月31日までとする。
- (役員)
第6条 本連盟に次の役員をおく。任務、選出方法については、別に定める。ただし、必要なときは理事会の議決により最高顧問、名誉会長を置くことができる。
1) 会長 1名 2) 副会長 若干名 3) 顧問 若干名
4) 参与 若干名 5) 理事長 1名 6) 副理事長 若干名
7) 常務理事 若干名 8) 理事 30名以内 9) 監事 2名
10) 学生常任委員 若干名 11) 学生委員 各加盟校より1名以上
- (会長)
第7条 会長は理事会の推薦により選出し、本連盟を代表する。
2. 会長は、理事会の承認を受けて副会長を任命する。
3. 会長は、理事会の承認を受けて顧問、参与を委嘱する。
- (副会長)
第8条 副会長は、会長を補佐し会長の委嘱あるとき、または会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (顧問、参与)
第9条 顧問、参与は会長の諮問に応じ適切な助言を与える。
- (理事長)
第10条 理事長は理事の互選により選出し、会長が委嘱する。
2. 理事長は本連盟の会務を統括し、会長、副会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事会においては理事長が議長となる。
4. 評議会においては理事長が議長となる。
5. 理事の中から、副理事長および常務理事を指名する。
- (副理事長)
第11条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の委嘱あるとき、または理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (常務理事)
第12条 常務理事は、理事長、副理事長と本連盟の運営が円滑に行なわれるように学生常任委員と協力し、必要な業務を分担する。
- (理事)
第13条 理事は次の方法により選出し評議会の承認をうける。
1) 加盟校の推薦により15名以内を選出する。
2) 会長推薦により若干名を選出する。
2. 理事は本連盟の運営に関する必要事項を審議する。

(監事)

第14条 監事は会長が委嘱し、本連盟の会計を監査する。

(学生常任委員)

第15条 学生常任委員は学生委員の中から互選し、学生委員会で承認し、理事会に報告する。又、学生常任委員の中から委員長(1名)副委員長(若干名)を互選し理事会に報告する。
2. 学生常任委員は理事と協力し、本連盟の運営にあたる。

(学生委員)

第16条 学生委員は、全加盟校より1名以上とする。
2. 学生委員は学生常任委員に協力し、本連盟の運営にあたる。
3. 学生委員は所属加盟校を代表し、本連盟の運営の全てに対して質問すること、意見を述べること、情報開示を要求する権利を有する。また学生委員会、学生常任委員会および理事会に対して直接、議案を提案する権利を有する。

(役員の義務)

第17条 役員は、その責任の重要性にかんがみ、理事会及び常務理事会の決議を遵守し、誠実に職務を行わなければならない。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、学生委員の任期は1年とする。
2. 役員に欠員の生じたときは速やかに後任者を選出する。ただし、後任者の任期については、前任者の残余期間とする。

(会議)

第19条 本連盟は、次の会議を持ち、運営を円滑に行う為の会合を開催する。
1) 評議会 2) 常務理事会 3) 理事会
4) 学生常任委員会 5) 学生委員会 6) 専門部会
7) その他理事長が必要と認める会議

(常務理事会)

第20条 常務理事会は理事長、副理事長、常務理事(各部部长を含む)および学生委員長、副委員長をもって構成し、理事会に提案すべき案件について審議する。
2. 常務理事会は必要あるときに理事長が招集する。
3. 理事長が特に認めた場合は、他の者を加えることができる。

(理事会)

第21条 理事会は理事長、副理事長、常務理事、理事、学生常任委員をもって構成する。ただし、理事長が特に認めた場合は、他の者を加えることができる。
2. 理事会は原則として、定期的に開催される。しかし1/3以上の理事の要求があれば臨時に開催しなければならない。
3. 審議事項は次の通りとする。
1) 本規約の改正案の立案、本規約の施行を確保するための規定の制定
2) 理事長の選出
3) 理事および学生常任委員の分掌
4) 事業および、予算、決算
5) その他運営に関して必要な事項

(評議員)

第22条 評議員は5名以内で構成し、任期は連盟役員と同様2年とし再任を妨げない。
2. 評議員は、加盟校からの推薦を受け、会長・副会長が協議し任命する。ただし、本連盟の役員をこれにあててはできない。(名誉職を除く。)

(評議会)

第23条 評議会は評議員と理事長、副理事長、常務理事、理事、学生常任委員で構成し、会長がこれを招集する。
ただし、理事長が特に認めた場合は、他の者を加えることができる。
2. 評議会は本連盟の最高議決機関とし、次の事項を審議する。
1) 規約の改正
2) 役員の承認
3) 予算、決算
4) 事業報告および事業計画
5) その他
3. 議事は出席者(委任状を含む。)の半数以上、かつ評議員の半数以上の賛成をもって決定する。各事項に対する反対意見や附則意見について、本連盟の役員は真摯に受け止めて今後の活動に生かさなければならない。
4. 定時評議会は年度終了後すみやかに開催しなければならない。
5. 臨時評議会は理事会の議決によるか、または学生常任委員会の1/3以上の要求があれば開催しなければならない。

(学生常任委員会)

- 第24条 学生常任委員会は学生委員長、副委員長及び学生常任委員をもって構成する。
ただし、委員長が必要と認めた者を加えることができる。
2. 学生常任委員会は、本連盟の運営の実務に関する企画立案にあたり必要な事項を審議検討する。
3. 学生委員長は、会務を統括し、委員会(学生委員会を含む)の議長となる。

(学生委員会)

- 第25条 学生委員会は学生委員長、副委員長、学生常任委員、学生委員をもって構成する。
2. 学生委員会は、本連盟の運営に必要な事項を承認する。

(専門部会)

- 第26条 本連盟の運営を円滑にする為に次の専門部会を置く。
1)総務(広報を含む)、2)財務、3)競技(登録を含む)、4)審判、5)強化(普及・国際を含む)、
6)トレーナー
2. 各部会には部長、副部長を置く。部長、副部長は理事長が任命する。
3. 各部会は部長、副部長及び学生常任委員をもって構成する。ただし、
部長が必要と認めた役員を加えることができる。

(議決)

- 第27条 各会議(常務理事会、専門部会を除く。)は、1/2以上(委任状を含む)の出席で成立する。また、専門部会を除く全ての議決は出席者の過半数で決定する。

(加盟、登録)

- 第28条 本連盟の加盟校は毎年、所定の様式で指定する期日までに登録を完了しなければならない。
2. 新しく本連盟に加盟を希望する大学は、会長に加盟を願い出て、学生常任委員会で審議のうえ理事会で承認されなければならない。

(脱退)

- 第29条 本連盟を脱退する場合は、会長に脱退を願い出て理事会の承認を受けなければならない。

(会計)

- 第30条 本連盟の運営に必要な経費は、運営費、登録料、事業収入、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。
2. 会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとする。

関西学生ハンドボール連盟規約

(懲罰)

- 第31条 本連盟の規約または決定事項に反する行為や、本連盟の品位を著しく傷つけたときは、加盟校または所属部員に対し、理事会の決議により、注意、警告、降格、除名等の処分をすることができる。
2. 役員に第17条に反する行為があったと認められたときは、同役員に対し、理事会の決議により、戒告、停職、免職等の処分をすることができる。

(表彰)

- 第32条 本連盟の活動に対して功績があったと認められるときは、理事会の決議によりこれを表彰することができる。

(規約の改正)

- 第33条 本連盟の規約改正を提案するときは、理事会で出席者の2/3以上の賛成を得なければならない。
2. 規約の改正は、評議会の決議を経て決定する。

(その他)

- 第34条 本連盟の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めることができる。

附則

この規約を昭和57年2月17日から実施する
昭和57年2月17日一部改正する
平成2年2月1日より改正実施する
平成3年2月23日より一部改正する
平成8年2月1日より一部改正実施する
平成15年2月22日より一部改正実施する
平成17年2月12日より一部改正実施する
平成27年2月21日より改正実施する
平成29年2月18日より改正実施する。
平成31年2月 日より一部改正実施する。